

令和2年3月16日

練馬区立上石神井小学校 保護者の皆様へ

練馬区立上石神井小学校
校長 井口 洋

臨時休業期間中の小学校の校庭の利用について

日頃より上石神井小学校の教育活動に御理解、御協力いただきありがとうございます。さて、練馬区では令和2年3月2日から春休みまでを臨時休業期間としておりますが、この度、区立全小学校の校庭を児童の運動等の活動場所として提供することとなりました。

このことを踏まえ、下記のとおり上石神井小学校の校庭を利用できるようにいたしますので、お知らせします。

なお、今後の状況の変化に応じて、対応を変更する場合があります。その際は改めてお知らせいたします。

記

- 1 利用できる場所
上石神井小学校の校庭
※体育館は利用できません。(雨天時含む)
- 2 対象者
上石神井小学校の児童(全学年)
- 3 期間および時間
 - (1) 期間
令和2年3月17日(火)、18日(水)、19日(木)、23日(月)
 - (2) 時間
 - ① 3月17日(火) 1・2・3年生 13時00分～14時30分
4・5・6年生 14時30分～16時00分
 - ② 3月18日(水)、19日(木)、23日(月)
1・2・3年生 9時00分～11時00分
4・5・6年生 13時30分～15時30分
- 4 利用にあたっての留意事項
 - (1) 利用できるのは本校に在籍の児童のみです。保護者・幼児・中学生等の利用はできません。(上記の時間内で、御家庭で利用時間を決めて利用してください。)
 - (2) 校庭を利用する際には、検温を行うなど、事前にお子様の健康観察を行ってください。発熱や風邪の症状がある場合は、利用できません。
 - (3) 学校の教職員が見守りを行います。通常校庭開放のルールに準じて利用するよう、お子様に御指導ください。また、受付を朝礼台脇に設けますので、児童名簿に記入するよう御指導ください。
 - (4) お弁当やおやつを校庭で食べることはできません。
 - (5) 自転車や徒歩で学校に来ることはできません。行き帰りのお子様の安全管理は、保護者の責任において行っていただきますようお願いいたします。校帽をかぶって来るよう御指導ください。
- 5 その他
春季休業中の児童の校庭の利用については、改めてお知らせいたします。

【問い合わせ】

上石神井小学校 副校長 中山 幸子
電話 3920-0805